

学部生・大学院生 対象

公益財団法人 鴻池奨学財団奨学生の募集について

【出願資格】

学業、人物共に優秀で、かつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認められるもの

【募集人数】 学部・大学院 各1名（学内選考あり）

【奨学金給与金額】 月額24,000円
（支給期間は採用時から、正規の課程修了日まで）

【提出書類】

- （1）奨学生願書（写真貼付）
※「推薦者」欄は空欄で提出
- （2）成績証明書
- （3）家庭状況等調査（学内選考資料）
- （4）親権者の所得に関する証明書（コピー可）
 - a. 給与所得者は源泉徴収票（令和元年分）
 - b. 営業・農業・その他所得者は確定申告書（令和元年分）
 - c. 年金・恩給等受給者は年金の源泉徴収票または支払通知書の写（1年分）
 - d. 児童扶養手当受給者は児童扶養手当証書の写し
 - e. 雇用保険受給者は雇用保険受給資格者証の写し（受給期間及び受給額の記載があるもの）
 - f. 生活保護受給者は市区町村発行の生活保護受給者証明書
 - g. 身体障害者手帳があればその写し

【提出期限】

2020年6月1日（月）

【書類配付・提出場所】

工学系事務部教務課学生支援担当（③番窓口）

公益財団法人 鴻池奨学財団 奨学生願書

フリガナ 氏名	男・女	生年月日 年 月 日(才)	証明写真貼り付け タテ4cm×ヨコ3cm ※半年以内に撮影のもの	
現住所(自宅・学寮・下宿・その他) ※いずれかに○をし、学寮や下宿の場合は実家住所を下記へ記入のこと 〒 携帯電話 E-MAIL (PC) ※学内メール不可				
実家住所 ※現住所と同じであれば記入不要 〒 TEL		外国籍(留学生等) 国名		
学 校		※いずれかに○		
大学院	研究科	専攻 (修士 博士)	年生	年 月修了見込
大 学	学部	学科	年生	年 月卒業見込
出身高校・大学				
立	高校			年 月卒業
大 学	学部	学科		年 月卒業
家族				
続柄	氏名	年齢	職業・学校	年収(前年度)
				万円
				万円
				万円
				万円
				万円
以上の通り記載事項に相違ありません。 貴奨学財団の奨学生として採用していただきたくお願いいたします。 年 月 日 公益財団法人 鴻池奨学財団理事長 殿 本人(自署) 印 連帯保証人(自署) 印 続柄 本人の 連帯保証人 現住所 〒 TEL 大正・昭和・平成 年 月 日生				
上記学生は、本大学に在学し、貴奨学財団の奨学生としての的確な人物と認め推薦いたします。 年 月 日 推薦者 印				

※選考上、知り得た個人情報につきましては、奨学金支給事業の運営目的においてのみ使用することを申し添えます。

【公益財団法人 鴻池奨学財団について】

1. 目的及び事業内容

本奨学財団は、平成6年5月31日、文部省から設立を認可された財団法人として運営していたが、平成25年4月1日に内閣府から移行認定を受け、公益財団法人となった。大学（大学院）に在学する学生（留学生含む）に奨学金を給付するとともに、学術研究に助成することにより、社会有用の人材の育成と学術研究の振興に寄与することを目的としており、その事業は次の2つに大別される。

- (1) 奨学金給付
- (2) 土木・建築に関する研究助成

2. 設立の趣旨

故鴻池藤一氏（株式会社鴻池組元会長）並びに鴻池一季氏（株式会社鴻池組社長(当時)）は、永年の建設事業活動を通じて「より豊かな社会づくりのためには、物づくりのみならず人づくりと学術研究の振興が大切である」との思いから、奨学金の給付と研究助成を事業内容とする奨学財団の設立を念願し、それが実って本財団の設立となったものである。

3. 奨学生の必要資格

当財団の奨学生となるためには次の事項をすべて備えていることが必要である。

- (1) 大学（大学院）に在学している者
- (2) 学力が優秀である者
- (3) 志操堅固である者
- (4) 身体が健康な者
- (5) 学資の支弁が困難と認められる者
- (6) 在学する大学によって推薦された者

4. 奨学金の金額と給付方法

(1) 給付金額

大学生	月額	24,000円
大学院生	月額	24,000円

(2) 給付期間

奨学生になってから、在学する学校の正規の最短修業期間の終期まで。

(3) 給付方法

原則として、半年分をまとめて4/1（4月～9月）と10/1（10月～3月）の年2回、奨学生本人のゆうちょ銀行口座に給付する。

支給日が金融機関の休日であった場合は翌営業日に支給する。

尚、新規採用者については、採用年度の4月～9月分を8/1に支給する。

(4) 給付の廃止、停止、休止、再開

【廃止】

次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- ① 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ② 学業成績または性行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ④ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ⑤ 前各号のほか、前記3に規定する奨学生としての資格を失ったとき

【停止】

奨学生の学業または性行などの状況により、指導上必要があると認めるときは奨学金の交付を停止する。

【休止】

奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

【再開】

奨学生が復学した場合、本人または連帯保証人の申し出により奨学金の交付を再開する。

5. 本奨学制度の特色

- (1) 奨学生の専攻科目は本人の自由とする。
- (2) 奨学金返済の義務はない。
- (3) 奨学生が学業を修了した後の進路については、本人の自由とする。

6. 出願の手続き

奨学金の給付を受けようとする者は次の書類をそろえ、在学する学校を経て出願する。

- (1) 奨学生願書（写真を貼付）
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

7. 願書記入上の注意

選考の大切な資料となるため、事実をありのままにくわしく書く。
事実と違ったことを書いたり、記入すべき事項が書いていないときは選考に洩れたり、あとで失格することがある。

8. 奨学生の選定

当財団の奨学生選考委員会が書類並びに面接による審査を行い、選定の結果は、在学学校長を経て、本人に通知する。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された者は、採用の通知を受けた日から10日以内に連帯保証人と連署した誓約書を理事長宛に提出しなければならない。
- (2) 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を理事長宛に提出しなければならない。
- (3) 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

- ① 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

- (4) 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

10. Eメールアドレスの登録及び設定について

- (1) 原則として、当財団と奨学生との連絡手段はEメールとする。ファイルを添付する場合もあるため、パソコンのアドレスとする。
- (2) 迷惑メールとして振り分けられることを防ぐために、あらかじめ受信許可リストに「@konoike.co.jp」を登録のこと。
- (3) 奨学生本人のEメールアドレスについては、卒業後に連絡をする場合もあるため、学内で付与されるアドレスではなく、別途に取得したアドレスを使用すること。
- (4) Eメールアドレスを変更した際は、速やかに届け出なければならない。

11. 奨学金の支給停止及び返還命令について

奨学金給付規程に定める事項に違反した際は、奨学金の支給停止及び返還を命じる場合があるため留意すること。

※個人情報の取扱いについて
当財団では、奨学生から得た個人情報について、財団の運営以外で利用することはなく、「個人情報保護に関する法令」に基づき、厳正に管理します。

公益財団法人 鴻池奨学財団

〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号

TEL 06-6245-6623 MAIL zaidan@konoike.co.jp

公益財団法人 鴻池奨学財団奨学金給付規程

公益財団法人鴻池奨学財団定款第47条に基づき、この規程を定める。

第 1 章 総 則

(奨学生の資格)

第 1 条 本財団の奨学生となる者は、大学に在学する学生（留学生を含む。）で、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であつて、学資の支弁が困難と認められるものでなければならぬ。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学院奨学生
- (2) 大学奨学生

(奨学金の給付期間及び金額)

第 3 条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。

2. 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

大学院奨学生	月額 24,000 円
大学奨学生	月額 24,000 円

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第 4 条 本財団の奨学生を志願する者は、連帯保証人と連署した本財団宛の奨学生願書に、在学学校長の推薦書及び学業成績証明書を添えて本財団に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第 5 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に連帯保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 6 条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2 ヶ月分以上合わせて交付することができる。

2. 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第 7 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 8 条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を理事長宛に提出しなければならない。

(異動届出)

第 9 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第 10 条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。
2. 奨学生の学業または性行などの状況により、指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 12 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (5) 前各号のほか、第 1 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨 学 生 の 補 導

(奨学生の指導)

第 1 4 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な補導を行うものとする。

第 4 章 補 則

(実施細則)

第 1 5 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

第 1 6 条 この規程を変更しようとするときは、寄付行為第 3 6 条の定めるところによる。

付 則

この規程は、本財団の法人設立許可のあった日から実施する。

家族状況等調書(学内選考資料)

申請奨学金名 _____

学生番号 _____

氏名 _____ 所属(学部等) _____ 年 _____

生年月日・年齢・性別 _____ 年 _____ 月 _____ 日生(_____ 歳)(男・女)

携帯 _____ 連絡希望メールアドレス _____

本人住所 _____

1. 本人を除く家族及びその職業等

あなたと生計を一にする者全員を記入してください。なお、* 欄に該当する場合は、もれなく記入してください。

■ 就学者を除く家族

単位: 万円

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先名等	本人と同居・別居	大学(学務部)記入欄		
						給与収入	所得金額	控除
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			

* 父・母死亡・生別の場合: その年月(_____ 年 _____ 月)

* 主たる家計支持者が無職(失職)の場合: その年月(_____ 年 _____ 月) 就労見込(有・無)

■ 本人を除く就学者

単位: 万円

続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	通学別	大学(学務部)記入欄
			立		自宅・自宅外	
			立		自宅・自宅外	
			立		自宅・自宅外	

2. 本人の奨学金受給・申請状況

あなたの現在受給されている奨学金及び現在申請中・申請予定の奨学金についてもれなく記入してください。

単位: 万円

奨学金名	貸与・給与	月額	受給・申請状況	大学(学務部)記入欄
	貸与・給与		受給中・申請中・申請予定	
	貸与・給与		受給中・申請中・申請予定	
	貸与・給与		受給中・申請中・申請予定	

単位: 万円

大学(学務部)記入欄			
(1) 父子・母子世帯		総所得金額	
(2) 就学者		特別控除金額	
(3) 障害者・長期療養者		認定総所得金額	
(4) 家計支持者別居		収入基準額(_____ 人)	
(5) 災害		困窮度	
(6) 本人控除			
特別控除計			

家族状況等調書(学内選考資料)

申請奨学金名 **北大奨学会**

学生番号 **01234567**

氏名 **北大 太郎**

所属(学部等) **文学部**

2 年

生年月日・年齢・性別

1993 年 **1** 月 **1** 日生(**20** 歳)(**男** ・ **女**)

携帯 **090-0000-0000**

連絡希望メールアドレス **syogaku@academic.hokudai.ac.jp**

本人住所 **札幌市北区北17条西8丁目**

1. 本人を除く家族及びその職業等

あなたと生計を一にする者全員を記入してください。なお、* 欄に該当する場合は、もれなく記入してください。

■ 就学者を除く家族

単位: 万円

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先名等	本人と同居・別居	大学(学務部)記入欄		
						給与収入	所得金額	控除
父	北大 一郎	55	会社員	××株式会社	同居・別居			
母	北大 花子	52	パート	〇〇スーパー	同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			

* 父・母死亡・生別の場合: その年月(年 月)

* 主たる家計支持者が無職(失職)の場合: その年月(年 月) 就労見込(有・無)

■ 本人を除く就学者

単位: 万円

続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	通学別	大学(学務部)記入欄
弟	北大 二郎	20	私立 北海大学	1	自宅・自宅外	
妹	北大 花江	17	公立 札幌高校	2	自宅・自宅外	
			立		自宅・自宅外	

2. 本人の奨学金受給・申請状況

あなたの現在受給されている奨学金及び現在申請中・申請予定の奨学金についてもれなく記入してください。

単位: 万円

奨学金名	貸与・給与	月額	受給・申請状況	大学(学務部)記入欄
日本学生支援機構第二種	貸与・給与	50,000	受給中・申請中・申請予定	
△△育英会	貸与・給与	20,000	受給中・申請中・申請予定	
◎◎奨学会	貸与・給与	30,000	受給中・申請中・申請予定	

大学(学務部)記入欄			
(1) 父子・母子世帯		総所得金額	
(2) 就学者		特別控除金額	
(3) 障害者・長期療養者		認定総所得金額	
(4) 家計支持者別居		収入基準額(人)	
(5) 災害		困窮度	
(6) 本人控除			
特別控除計			